

○千代田区居住支援協力店制度実施要領

令和4年11月30日4千保福総発0195号

千代田区居住支援協力店制度実施要領

(目的)

第1条 この要領は、千代田区（以下「区」という。）が、千代田区居住支援協議会設置要綱（平成28年6月6日28千保生支発第687号）及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号。以下「法」という。）第54条及び第55条の規定に基づき、千代田区居住支援協議会（以下「協議会」という。）の趣旨に賛同する不動産事業者を協力店として登録することにより、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを養育している者、外国人その他住宅の確保に特に配慮を要する者（以下「住宅確保要配慮者」という。）の民間の賃貸住宅への円滑な入居を促進する体制の構築を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 千代田区居住支援協力店（以下「協力店」という。） 協議会の趣旨に賛同し、住宅確保要配慮者の千代田区内もしくは近隣区の民間賃貸住宅への円滑な入居について協議会、協議会委員が設置する相談窓口と連携し適切な支援を行う、不動産関係団体に所属する千代田区又は近隣区に所在する不動産事業者をいう。
- (2) 不動産関係団体 公益社団法人全日本不動産協会及び公益社団法人東京都宅地建物取引業協会をいう。

(要領の位置づけと協議会の指導・助言)

第3条 この要領は、協議会が定める居住支援の取組方針に基づき、区で実施・運用する千代田区居住支援協力店制度（以下「本制度」という）を円滑に行うための準則とする。

- 2 協議会は、地域の実情等を踏まえ、本制度の円滑な遂行に必要な指導・助言を行うものとする。

(協力店の登録)

第4条 協力店に登録を希望する不動産事業者は、店舗ごとに、千代田区居住支援協力店登録申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）もしくは協議会の発行する広報物に記載された申出書（抜粋）を区に提出するものとする。

- 2 区は、前項に規定する申出を受けた場合は、当該不動産事業者が不動産関係団体のいずれかに所属していることを確認したうえで、次条第1項に規定する登録を不承認にする場合を除き、千代田区居住支援協力店名簿（第2号様式。以下「名簿」という。）に必要事項を登録しなければならない。
- 3 区は、前項に規定する登録を行った旨を千代田区居住支援協力店登録決定通知書（第3号様式）により当該不動産店へ速やかに通知する。

(登録の不承認)

第5条 区は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当するものであるときには、その登録を不承認とする。

- (1) 宅地建物取引業法の免許を取得していない者
 - (2) 宅地建物取引業法に基づく免許取り消し処分を受けている者
 - (3) 宅地建物取引業法に基づく業務停止処分を受けており、当該業務停止の期間に申請を行っている者
 - (4) 第8条第2項の規定により登録を取り消され、その取り消しの日から起算し1年を経過しない者
 - (5) その他協議会が適当でないと認める者
- 2 区は、申請者の登録を不承認としたときは、その旨を千代田区居住支援協力店登録不承認通知書（第4号様式）により当該申請者に速やかに通知する。

(登録の変更)

第6条 協力店は、登録の内容に変更が生じたときは、遅滞なく、区に変更登録の申請を行うものとする。

- 2 前項の規定による登録の変更は、変更情報のみを記載した申請書（第1号様式）を協議会に提出するものとする。
- 3 第4条第2項から第3項までの規定は、前2項に規定する申請があった場合に準用する。

(協力店の業務)

第7条 協力店は、住宅確保要配慮者が希望する物件について区又は相談窓口からFAX、電子メール等により照会を受け、当該物件を紹介することが出来る場合は、相談窓口と連携して当該物件を当該住宅確保要配慮者に紹介するものとする。

- 2 協力店は、住宅確保要配慮者に対し、可能な限り希望に沿う物件を探索するものとし、賃貸人・住宅確保要配慮者双方にとって納得感が得られるよう成約に向けて努めるものとする。
- 3 協力店は、住宅確保要配慮者の円滑な入居に関する助言等を行うとともに、必要に応じて行政機関等への相談を勧めることとする。

(登録の取り消し)

第8条 区は以下の第1から4号に該当するときは、その登録を取り消すことができる。

- 1 協力店が第5条第1項各号に該当するに至ったとき
- 2 協力店が第7条の規定に違反するなど、民間の賃貸住宅への円滑な入居を促進するための趣旨に反する行為があったとき
- 3 協力店の登録の内容に虚偽の事実があったとき又は登録内容に変更が生じたにもかかわらず第6条の変更登録の申請がなされず、協力店に訂正の意思がないとき
- 4 協力店から登録削除の申請があったとき
- 5 前号の登録削除の申請は、協力店が、協議会に千代田区居住支援協力店登録削除申請書（第5号様式）を提出することによって行うこととする。
- 6 区は、前第1から4項の規定による取り消しをしたときは、その旨を、申請者に速やかに通

知することとする。

(免責事項)

第9条 区は、本事業を通し締結された、協力店又は賃貸住宅の賃貸人と住宅確保要配慮者との契約について、一切の責任を負わないこととする。

附 則

この要領は、令和4年12月1日から施行する。

様式(略)